

人も動物も大切な家族 その命にいつまでも愛情を

家族や大切なパートナーであるペットをトラブルなく飼うためにも、マナーを守ることは飼い主の責任です。飼っているペットだけでなく、私たちの身の回りの動物について、もう一度考えてみませんか。

問い合わせ 環境下水道課 ☎0537-651162

最期まで愛情と責任を

動物をペットとして飼うことは、その命に最期まで責任を持つということ。「かわいいから」といった気持ちだけで飼っていると、そのペットはもちろん、飼い主にとっても不幸な結果を招く可能性が高まります。また、鳴き声や臭いなどで周辺に迷惑を掛けてしまったり、虐待により動物が苦しんだりする問題も後を絶ちません。飼えなくなるなどして動物保護センターに引き取られた動物は、里親が見つからなければ最悪の場合、殺処分されることもあります。

多くのペットが、家族の一員として最期まで幸せに暮らせるよう、愛情と責任を持って飼いましょ。

散歩時マナーの向上を

○必ずリードを付けましょう

リードには、ペットの行動をコントロールし、安全を守る役割があります。しつけられた犬や小型犬であっても、飛び掛かってかみついたり、逃げたりする場合があります。また、犬などの動物が苦手な人もいます。散歩をするときは、必ず首輪とリードを付けて短めに持ち、放し飼いはやめましょ。

○トイレは散歩の前に済ませましょ

ペットが散歩中におしっこをしてしまった場合は、持参したペットボトルの水などで流し、ふんはきちんと持ち帰りましょ。散歩がペットにとって運動や気分転換、ストレスを発散させるための楽しい時間になるように、トイレを自宅で済ませ、散歩そのものを楽しみましょ。



迷い犬が増えています

散歩中にリードが外れたり、台風などによる雨や風、雷の音などに驚いて逃げたりすることで、迷子になってしまう犬が増えています。飼い犬がいなくなったときに飼い主が心配するのはもちろんのことですが、保護されている可能性もあるため、まずは環境下水道課へ連絡しましょ。

迷子札を付けましょ

- 犬の飼い主には
- ① 居住している市区町村に飼い犬の登録をすること
 - ② 飼い犬に年1回の狂犬病予防注射を受けさせること
 - ③ 犬の鑑札と注射済票を飼い犬に装着すること

が法律により義務付けられています。しかし、登録していても首輪などに鑑札と呼ばれる迷子札が付いていなければ、迷い犬が飼い主の元に戻ることは難しくなります。万が一のときのためにも、首輪には必ず鑑札と連絡先の分かるものを付けましょ。(飼い主の氏名や連絡先などを記録したマイクロチップを入れる方法もあります)

また、迷い犬を保護した場合も、すぐに環境下水道課へ連絡してください。

◀市に登録すると発行される「犬鑑札(上)」と、狂犬病予防注射を受けると発行される「注射済票(下)」は、飼い犬の首輪などに付けましょ。

